

令和7年1月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(行コ)第41号 損害賠償請求住民訴訟控訴事件(原審・名古屋地方裁判所令和3年(行ウ)第70号)

口頭弁論終結日 令和6年11月13日

5

判 決

愛知県岩倉市

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

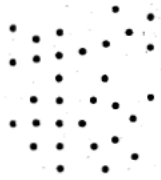
新 海 聡  
福 島 正 人

10

愛知県岩倉市栄町1丁目66番地

被 控 訴 人

岩 倉 市 長  
久 保 田 桂 朗  
同訴訟代理人弁護士 那 須 國 宏  
岩 崎 友 就  
崎 田 祥 子



15

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

被控訴人補助参加人

愛 知 県

同代表者愛知県公営企業管理者企業庁長

坂 田 一 亮

20

同指定代理人

別紙指定代理人目録のとおり

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用(補助参加の費用を含む。)は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

25

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、被控訴人の久保田桂朗に対する支払請求に係る部分を取り消す。

2 被控訴人は、久保田桂朗に対し、1億1114万2130円を支払うよう請求せよ。

## 第2 事案の概要（略語につき、原判決別紙略語一覧を引用する。）

1 被控訴人補助参加人は、市所在の川井野寄地区に係る土地開発事業として岩倉川井野寄地区内陸用地造成事業（本件事業）を施行することとし、同地区内にある本件各土地を取得するに当たり、本件旧所有者との間で、土地に廃棄物が発見された場合、所有者が自費で責任をもって廃棄物を撤去する旨の確約書（本件確約書）を取り交わすとともに、市との間で、土地に廃棄物が確認された場合、市において速やかに旧所有者へ撤去を指示し、撤去されないときは、市が適正に処理する旨の条項を含む開発基本協定（本件協定）を締結した上で、本件各土地を代金合計1717万8700円で取得した。その後、本件各土地に埋設された廃棄物が発見されたことから、市は、本件旧所有者及び補助参加人との間で、上記廃棄物の処理費用1億1286万円（本件処理費用）について、本件旧所有者が上記代金の10%である171万7870円を支払い、市が残額の1億1114万2130円を負担する旨の三者合意（本件合意）をした。

本件は、市の住民である控訴人が、本件合意は、本件旧所有者において負担すべき本件処理費用を市に負担させたもので、市長が裁量権の範囲を逸脱し又は濫用して締結した違法な行為であり、また、補助参加人に市の負担を小さくすべき保護義務違反があると主張して、市の執行機関である被控訴人に対し、地方自治法24.2条の2第1項4号に基づき、当時の市長である久保田桂朗及び補助参加人に連帯して上記1億1114万2130円の損害賠償を請求することを求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が、久保田桂朗に損害賠償を請求することを求める部分につき控訴をした。補助参加人に損害賠償を請求することを求める部分については、当審の審理対象となっていない。

## 2 関係法令の定め

原判決「事実及び理由」の第2の1を引用する。

## 3 前提事実

原判決「事実及び理由」の第2の2を引用する。

## 5 4 争点及びこれに関する当事者の主張

原判決「事実及び理由」の第2の3(1)を引用する。

## 5 控訴人の控訴理由

### (1) 調査義務違反の事実誤認と過小評価

10 市は、開発検討段階が終了する平成31年2月までに産業廃棄物の埋設や  
15 土壌汚染の確認をすべきであったのであり、その確認をしていれば、本件土  
地を本件開発区域から除外した設計を行うか、本件土地を本件開発区域から  
除外する可能性を交渉材料とすることで、本件旧所有者との間で、本件処理  
費用の負担についての交渉をすることが可能であった。それにもかかわら  
ず、市は、廃棄物調査を頑なに拒み続けていた本件旧所有者の不当な主張と  
正面から対峙することなく、廃棄物調査未了のまま企業庁と協定を締結  
し、企業の立地エントリーの受付が開始した後の令和元年11月から12月  
にようやく廃棄物の調査を行って廃棄物を発見し、本件合意を締結した。こ  
のような市の調査義務違反が過小評価され、コンプライアンス遵守の観点  
が無視されている。

### 20 (2) 本件旧所有者の主張の法的リスク評価の誤り

市は、本件旧所有者から同人が相談している弁護士の名前を聞き出し、当  
該弁護士に本件旧所有者の主張を確認して協議を行うべきであったが、これ  
を行わず、顧問弁護士に当該弁護士へのアプローチを依頼することもせず、  
「弁護士に相談した」という本件旧所有者の発言だけを根拠として本件合意  
25 を締結したものであり、かかる判断の過程は、市の行動の法適合性を疑わせ  
るだけでなく、正確なリスク評価がなされた根拠となるものではない。

(3) 裁量権の踰越濫用の判断において考慮すべき事情の看過

市は、本件造成工事の遅延、延期を防ぐために、本件処理費用を一旦負担して先に廃棄物の撤去を行った上で、その後相当な金額を本件旧所有者に求償するという手段を取ることができたにもかかわらず、こうした手段を検討すらしなかった。そして、こうした手段をとれば、旧土地所有者である国光から土地の返還が主張されていたとしても、本件各土地の所有権は企業庁に移転しているのであるから、本件造成工事の延期や中止等を検討せざるを得ないという状況にもならず、本件事業が遅延、中止されることにもならなかった。

さらに、仮に事業開始が1年遅れたとしても、事業開始の初年度の収益に対する税収は翌年度以降には発生するから、当該企業が本件事業用地で30年稼働することを前提とすれば、税収の根拠となる企業収入の始期が異なっても最終的には30年分の税収が市に入ることなどが評価されておらず、本件事業が遅延、中止した場合の影響について重大な誤認がある。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がなく、棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人の控訴理由について

(1) 調査義務違反の主張について

控訴人は、市が開発検討段階が終了する平成31年2月までに産業廃棄物の埋設や土壌汚染の確認をしていれば、本件土地を本件開発区域から除外した設計を行うか、本件土地を本件開発区域から除外する可能性を交渉材料とすることで、本件旧所有者との間で本件処理費用の負担についての交渉をすることが可能であったなどと主張する。しかしながら、上記引用に係る原判決「事実及び理由」第3の1(5)の認定事実によれば、原判決説

示のとおり、仮に平成31年2月までに調査を行うことにより、売買契約締結前に廃棄物が見つかったとしても、本件事業を進める以上、本件各土地を本件開発区域から除外することは困難であったといえるのであり、そうした事情の下では、市が本件合意よりも有利な条件で本件各土地を取得して本件事業を進めることができたといえる根拠は見当たらないというほかない。

したがって、市に控訴人の主張する調査義務違反があったとしても、それによって、本件合意をしたことにつき市長の裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるということとはできない。

10 (2) 本件旧所有者の主張の法的リスク評価の誤りの主張について

控訴人は、市は、本件旧所有者が相談している弁護士に直接確認して協議を行うべきであり、また、顧問弁護士に当該弁護士へのアプローチを依頼するべきであったのにこれを怠ったなどとして、市による法的リスクの過大評価が看過されている旨主張する。

15 しかしながら、上記引用に係る原判決「事実及び理由」第3の1(2)アの認定事実によれば、市は、本件旧所有者との交渉において、一貫して顧問弁護士の見解ないしアドバイスを踏まえた対応をしているのであり、控訴人が主張するように本件旧所有者が相談している弁護士に直接確認するなどしたとしても、それによって明らかに市に有利な合意ができたということもできず、そのような確認までは行わずに本件合意をした市の対応が明らかに不合理であるとまではいえない。

20 (3) その他裁量権の踰越濫用の判断において考慮すべき事情の主張について

控訴人は、市は、本件造成工事の遅延、延期を防ぐために、本件処理費用を一旦負担して先に廃棄物の撤去を行った上で、その後相当な金額を本件旧所有者に求償するという手段を取ることができたのであり、そうした手段をとれば本件事業が遅延、中止されることにもならなかった旨主張す

る。しかしながら、上記引用に係る原判決「事実及び理由」第3の1(2)ア及び(3)アの認定事実によれば、本件旧所有者から土地の返還を求める旨が主張されている中、本件旧所有者の了解を得ることなく、市において本件各土地の所有権が確定的に移転したことを前提として本件各土地の廃棄物の撤去を行った場合、本件旧所有者から本件造成工事の差止めを求める仮処分申立てがされて法廷紛争になる可能性があったこと、また、企業庁としては市が本件協定に基づいて令和3年6月30日までに本件各土地の廃棄物を適正に処理することを前提として本件造成工事その他の手続を進めていたことからすると、当時、市において直ちに控訴人の主張するような手段を取り得たということは困難であるといわざるを得ない。

また、控訴人は、事業開始が遅れたとしても、最終的な市の税収に変わりはないなどして、市長の裁量権の踰越濫用を主張するが、この点に関する当裁判所の判断は、上記引用に係る原判決「事実及び理由」第3の1(4)のとおりであり、控訴人の主張は採用することができない。

#### 第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判長裁判官 中 村 さ と み

裁判官 金 谷 和 彦

裁判官 飯 塚 隆 彦

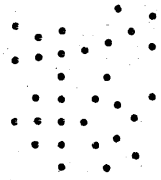
(別紙)

指定代理人目録

畔柳憲吾	小嶋隆之	奥村雄大	尾関健次	新美正博	加藤優志
谷亜由美	木村裕美	市田 賢			

5

以 上



これは正本である。

令和7年1月23日

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判所書記官 高山雄太

